伊達判決後の会談認める

砂川事件関係者に 外務省が速記録開示

「記録なし」転換

東京都砂川町（現立川市）にあった立川基地の米軍駐留を違憲とした一九五九年三月の東京地裁の「伊達判決」をめぐり、判決翌日に当時のマッカーサー駐日米大使が藤山愛一郎外相と会談し外交圧力をかけたとされる問題で、外務省が「記録がない」としていた従来の姿勢を転換、会談の事実を認めて、大使と外相のやりとりの速記録を関係者に情報開示したことが分かった。

米軍立川基地（七七年返還）に立ち入ったとして逮捕・起訴された「砂川事件」の元被告や市民団体「伊達判決を生かす会」が情報公開請求していた。

開示された速記録は五十一年前に手書きされた書類のコピーで判読が困難。情報公開請求にかかわった弁護士らが三日から分析作業を始めるという。

伊達判決をめぐっては、機密指定を解かれた米公文書から、マッカーサー大使が違憲判決を懸念し、最高裁へ跳躍上告すべきだとの考えを藤山外相に伝えたことや、同大使が田中耕太郎最高裁長官（当時）と密談したことが二〇〇八年四月に明らかになっている。

元被告らは真相解明を求めて〇九年三月、最高裁と外務省、内閣府に情報公開請求。昨年十月、法務省を加えた四機関に再度、情報公開請求していた。最高裁と内閣府、法務省の回答は不開示だった。

砂川事件と伊達判決　1957年7月8日、東京調達局が東京都砂川町の米軍立川基地拡張のため測量を始めた際、反対するデモ隊の一部が基地に立ち入り、うち7人が刑事特別法違反の罪で起訴された事件。東京地裁（伊達秋雄裁判長）は59年3月30日、駐留米軍は憲法9条に違反するとして無罪判決を言い渡した。検察側は最高裁に跳躍上告。最高裁は同年12月16日、「安保条約は一見極めて明白に違憲無効と認められない限り司法審査の対象外」と一審判決（伊達判決）を破棄し、差し戻した。後に有罪確定。